

2009.7.10

日本技術士会・機械部会講演
(技術士・機械部門) 渡部 厚夫

- (a)演題：「特許権取得の条件」
- (b)氏名：渡部 厚夫(わたなべ あつお)
- (c)生年月日：S 2 4 . 4 . 2 7 生
- (d)最終学歴：慶応大学・経済学部卒
- (e)簡単な職歴：10年前、29年間勤務した日立精機を退職した。
現在の勤務先：砂防会館別館6階にある磯野国際特許商標事務所
- (f)専門分野：工作機械
- (g)連絡先：〒300-1231 茨城県牛久市猪子町992-300
- (h)メール(自宅)：pat.watanebe@jcom.home.ne.jp
- (i)メール(会社)：a-watanebe@isonopat.gr.jp

講演内容の要約

1. 「特許権取得の条件」には、2つがあり、どちらか1つの条件がクリアできれば、特許権を取得することができる。
2. 「条件1」は、世界のどこにもない構成、つまり、新規性があり、顕著な効果があること。
3. 「条件2」は、進歩性である。先願(引用文献)が存在するが、先願(引用文献)との構成の違い、目的の違いが主張でき、顕著な効果が主張できること。
また、寄せ集めれば、容易に発明できたものであるから特許にすることができない、と主張する審査官に対し、寄せ集めても容易に発明できるものではないことも主張する。
4. 「ケース1」 ハイブリッドの機構であることを主張し、特許査定。
5. 「ケース2」 これまでになかった新しい顕著な効果を主張し、特許査定。
6. 「ケース3」 これまでになかった新しい顕著な効果を主張し、特許査定。
7. 特許権取得の最近の傾向としては、キーワードとして「CO₂の削減」が挙げられる。これは従来にはない課題であり、その課題を解決したものであるから、「条件2」の拒絶理由がきても、引用文献のどこにもない「顕著な効果」を主張すれば、特許権を得ることが比較的容易である。
この切り口で切り込み、特許権を取得する出願が多くなってきている点、ここ4~5年注目である。 以上